

平成29年4月

管内の雇用状況(平成29年2月内容)

有効求人倍率0.79倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

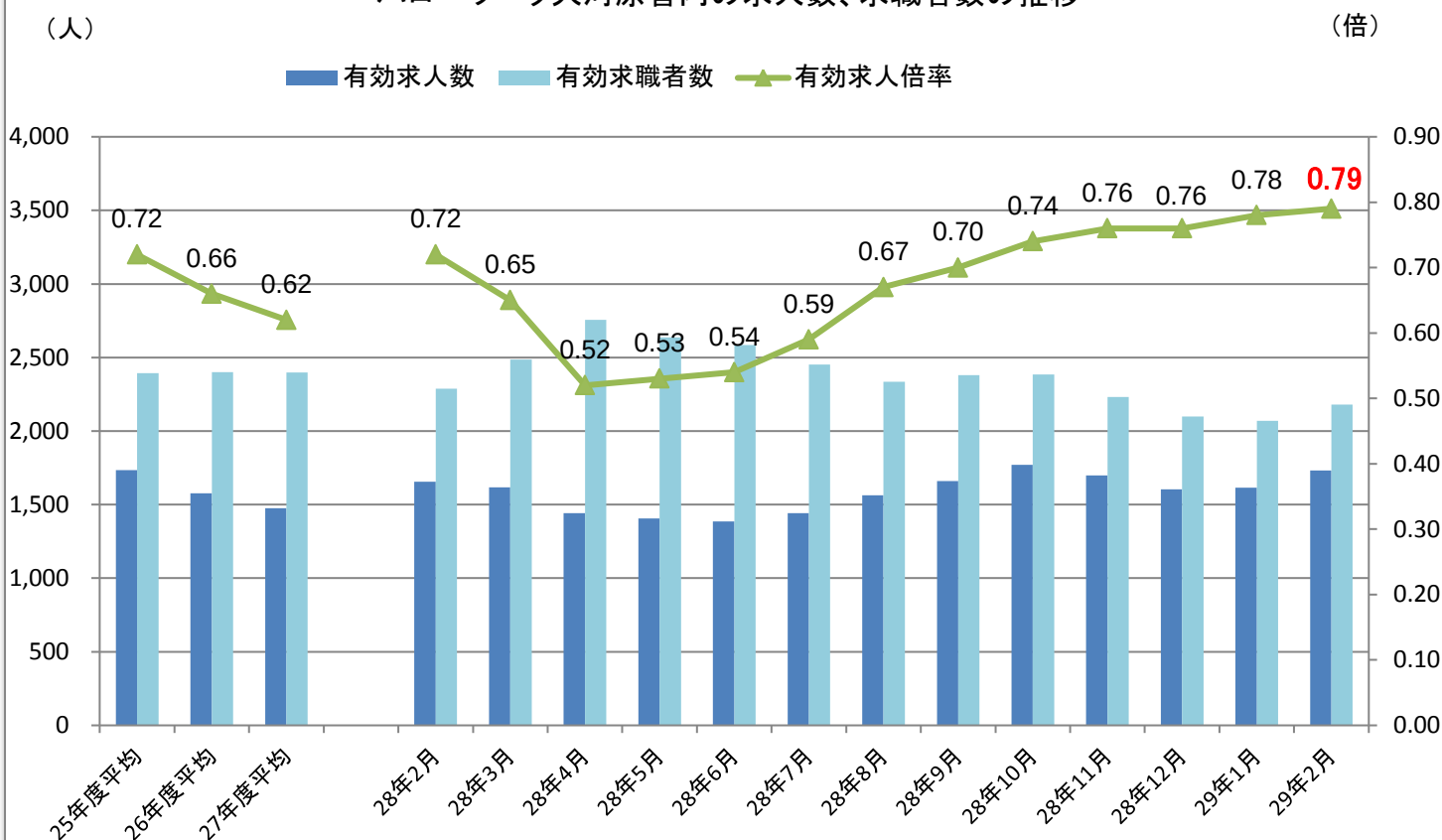
電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

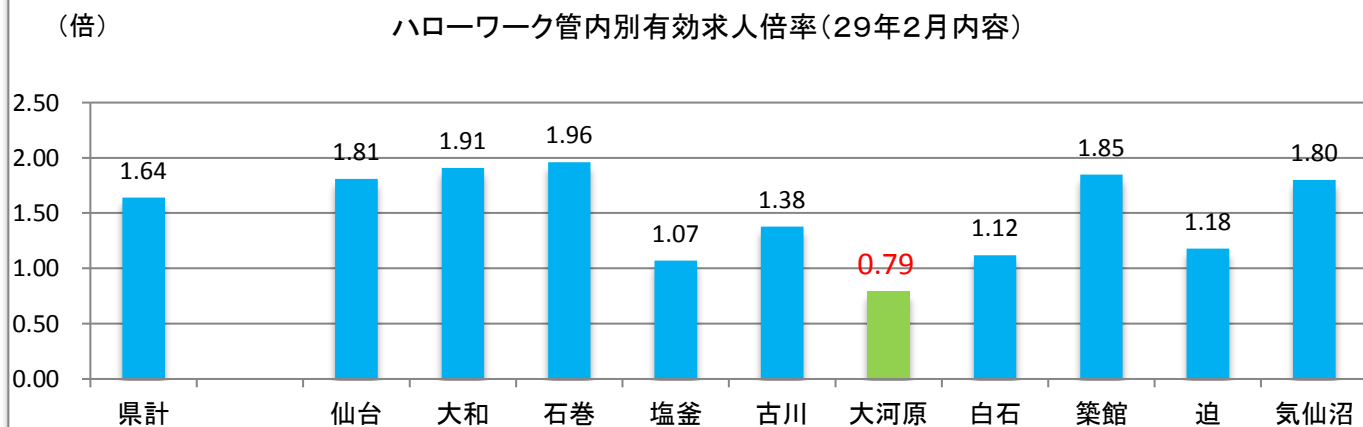
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



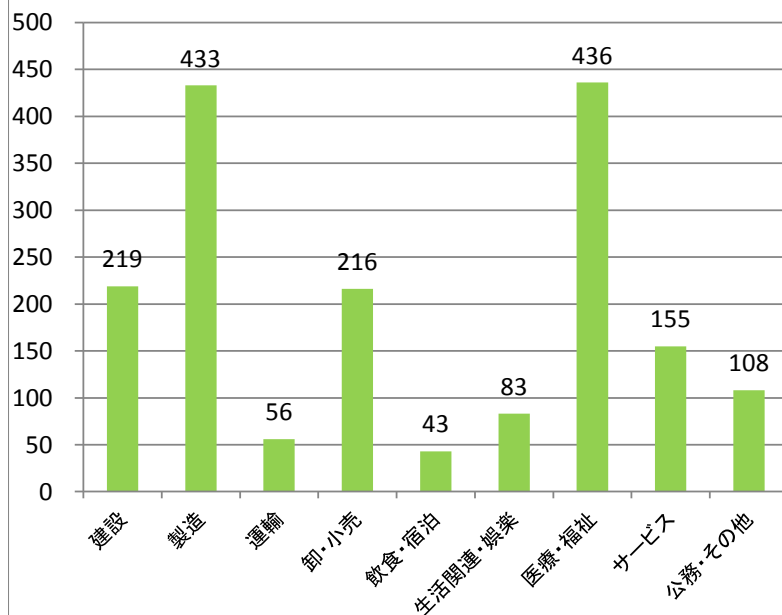
ハローワーク管内別有効求人倍率(29年2月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

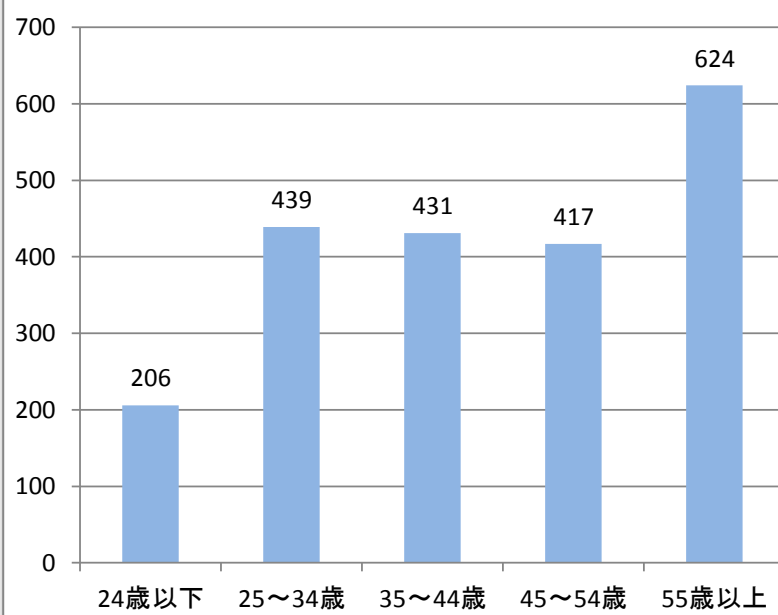
■ 28年12月～29年2月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

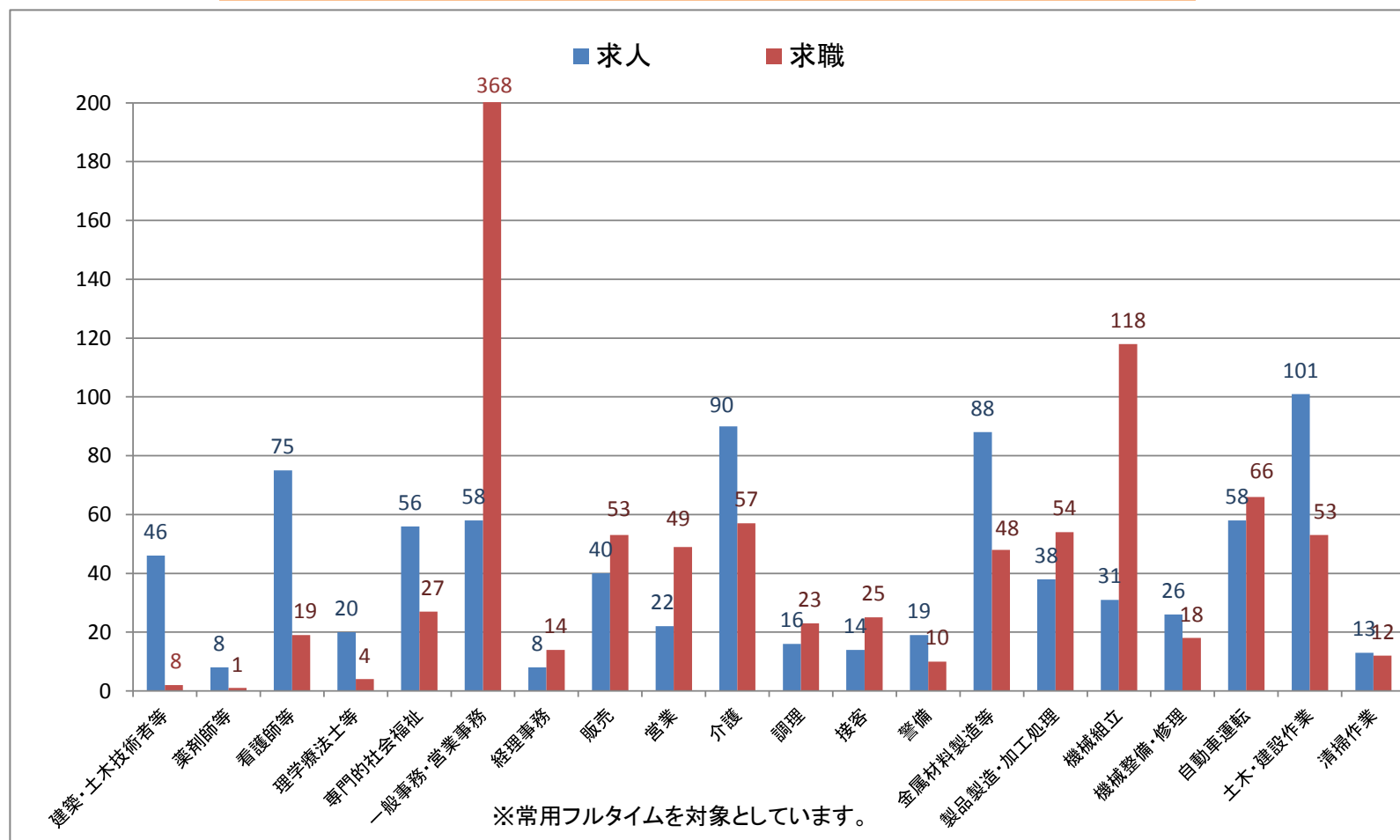
■ 28年12月～29年2月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【29年2月内容】



職業別新規求人賃金情報

【28年10月～12月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	32	0	2	2	9	13	14	18	20
薬剤師等	4	0	0	0	0	0	0	2	4
看護師等	51	0	2	13	30	46	47	34	18
専門的・社会福祉の職業	31	0	6	16	14	15	9	5	1
一般事務員・営業事務員	58	6	38	38	27	15	4	3	1
経理事務員	4	0	0	2	2	2	2	2	1
販売員	33	1	8	16	12	16	3	12	11
営業員	16	0	2	2	6	9	7	9	9
介護の職業	57	2	26	42	32	18	0	0	0
調理の職業	9	0	6	6	6	3	1	1	0
接客の職業	4	0	2	3	2	0	0	0	0
警備員	8	0	5	3	3	0	0	0	0
金属材料製造の職業	49	0	8	33	29	30	17	15	9
製品製造・加工の職業	21	2	9	11	13	8	2	2	0
機械組立の職業	10	3	6	4	1	2	2	0	0
機械整備・修理の職業	12	0	1	7	11	11	10	7	3
自動車運転の職業	32	0	5	4	7	9	11	13	10
土木・建設の職業	53	1	6	18	28	41	36	29	21
電気工事の職業	14	0	0	7	10	10	8	8	6
清掃の職業	7	2	2	3	3	2	2	0	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更改しています。

中途採用者採用時賃金情報

【28年10月～12月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	212	180	199	204	232	244
専門・技術	277	222	260	221	336	373
事務	187	155	175	186	220	188
販売	216	*	174	225	231	250
サービス	178	154	174	168	163	225
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	203	171	*	*	213	237
運輸	218	*	231	214	222	199
生産工程・労務	204	178	193	205	230	232

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更改しています。

ハローワークからのお知らせ

建設関係の中小事業主の皆さまへ

平成29年4月1日以降に開始するトライアル雇用から

「建設労働者確保育成助成金」

若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースを新設します

「若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース」は、**経験の不足などから建設業への就職に不安のある若年者や女性を対象としてトライアル雇用を行う場合に**、中小建設事業主が適切な指導・監督を行えるよう、その費用の助成を行い、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行を促すことで、若年・女性労働者の確保を図ることを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。中小建設事業主の皆さまには、積極的に活用していただくようお願いします。

支給額

対象者 1人当たり、**月額最大4万円（最長3カ月間）**

トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））**【月額最大4万円等】**に、さらに本助成金の**上乗せ支給**を受けることができます。

対象中小建設事業主

次の全ての要件を満たした上で、トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））を受給した中小建設事業主が本助成金の支給対象となります。

- ① 支給申請時点で、「建設の事業」の雇用保険料率（14/1,000）※¹の適用を受ける中小建設事業主※²であること
- ② 支給申請時点で、雇用管理責任者を選任していること

※1 平成29年度の雇用保険料率を引き下げるための法律案を国会に提出しています。仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの「建設の事業」の雇用保険料率は12/1,000となります。また、雇用保険料率は「労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書」または「労働保険料等納入通知書」で確認することができます。

※2 「中小建設事業主」とは、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

対象となる労働者

トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））の支給対象となった労働者のうち、次の全ての要件を満たした者が本助成金の対象者となります。

- ① トライアル雇用開始日時点で、35歳未満の若年者、または女性
- ② 主として建設工事※³現場での現場作業（左官、大工、鉄筋工、配管工など）に従事する者、または施工管理に従事する者
注）設計、測量、経理、営業などに従事する者は対象となりません

※3 建設工事の範囲については本リーフレットの裏面に記載しています。ここでの「主として」とは実労働時間の半分以上を超える時間を従事することをいいます。

＜ご注意＞

- ◆ 本助成金の受給には、トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））を受給した事が要件になりますので、ご注意ください。
- ◆ 本助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2カ月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります（支給申請書は厚生労働省ホームページ等で入手することができます）。また、トライアル雇用奨励金の支給申請と同時に申請することが可能です。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。
- ◆ トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに事業所を管轄するハローワークまたは労働局へ連絡してください。
- ◆ ご不明な点は都道府県労働局・ハローワークの「建設労働者確保育成助成金」担当窓口までお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290306建港01

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。